

調布駅前広場整備計画図素案の考え方

1. ゾーニングの考え方

(1) 機能の分類

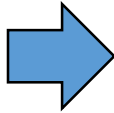
調布駅前広場周辺にある主な施設から6つの機能に分類した。

機能	主な施設	
	調布駅前広場に隣接	近隣に立地
商業・業務機能	・ トリエA館・B館 ・ サウスゲートビル	・ トリエC館 ・ アフラック調布スクエアビル
娯楽機能	・ 遊戯場	・ イオンシネマシアタス調布 (トリエC館内)
文化・芸術機能	・ 調布市グリーンホール	・ 調布市文化会館たづくり ・ 調布市中央図書館
居住機能	・ セントラルレジデンス調布 (16階) ・ アルテサーノ調布 (12階)	・ グレーシア調布 (15階)
憩い・交流機能		・ てつみち ・ 鉄道敷地の緑道
その他	・ テナントビル (飲食, 塾, 診療所等)	・ 宿泊施設 ・ 医療施設 (東山病院, 飯野病院)

(2) 設えの考え方

次に調布駅前広場を5つのエリアに分け、上記の6つの機能と空間特性を踏まえて、設えの考え方を整理した。

エリア	空間特性
中央西 エリア	・ 大型の 商業・業務機能 (トリエB館, パルコ, サウスゲートビル) に囲まれる ・ 調布駅広場口, 南北ロータリーへの主要動線が位置する ・ まとまった大規模な広場空間がある
中央東 エリア	・ 調布駅中央口前面のまとまった大規模な広場空間がある ・ 南北ロータリーへの主要動線が位置する
南西 エリア	・ 西側に 文化・芸術機能 が立地する ・ 南側にテナントビル (飲食等) (その他) が立地する ・ 一定の中規模な広場空間がある
南東 エリア	・ 南側にマンション (居住機能) が立地する ・ 東側に遊戯場 (娯楽機能), テナントビル (その他) が立地する ・ 一定の広場空間がある ・ 3方向を車道に囲まれている
北東 エリア	・ テナントビル (飲食等) (その他) が立地する ・ 広場空間は狭小



調布駅前広場の 設えの考え方
・ 周辺の商業・業務と連携した <u>ハレの場 (非日常) として賑わいや交流を創出する空間づくり</u> ・ <u>日常の憩いや交流を創出する空間づくり</u> ※ 歩行者動線に支障が生じないようにイベント広場等の配置に配慮が必要
・ <u>市の新たな顔・玄関口としての雰囲気演出する空間づくり</u>
・ 文化・芸術の雰囲気にふさわしい, <u>品のある落ち着いた空間づくり</u> ・ 子どもからお年寄りまで誰もが <u>憩い・くつろげる空間づくり</u>
・ 東側の <u>テナントビル等と緩やかに分離する空間づくり</u> (植栽の配置等) ・ <u>歩行者の通行空間</u> として確保
・ <u>歩行者の通行空間</u> として確保 → 歩行空間のみのため設えの考え方には含めない。

追加資料 2

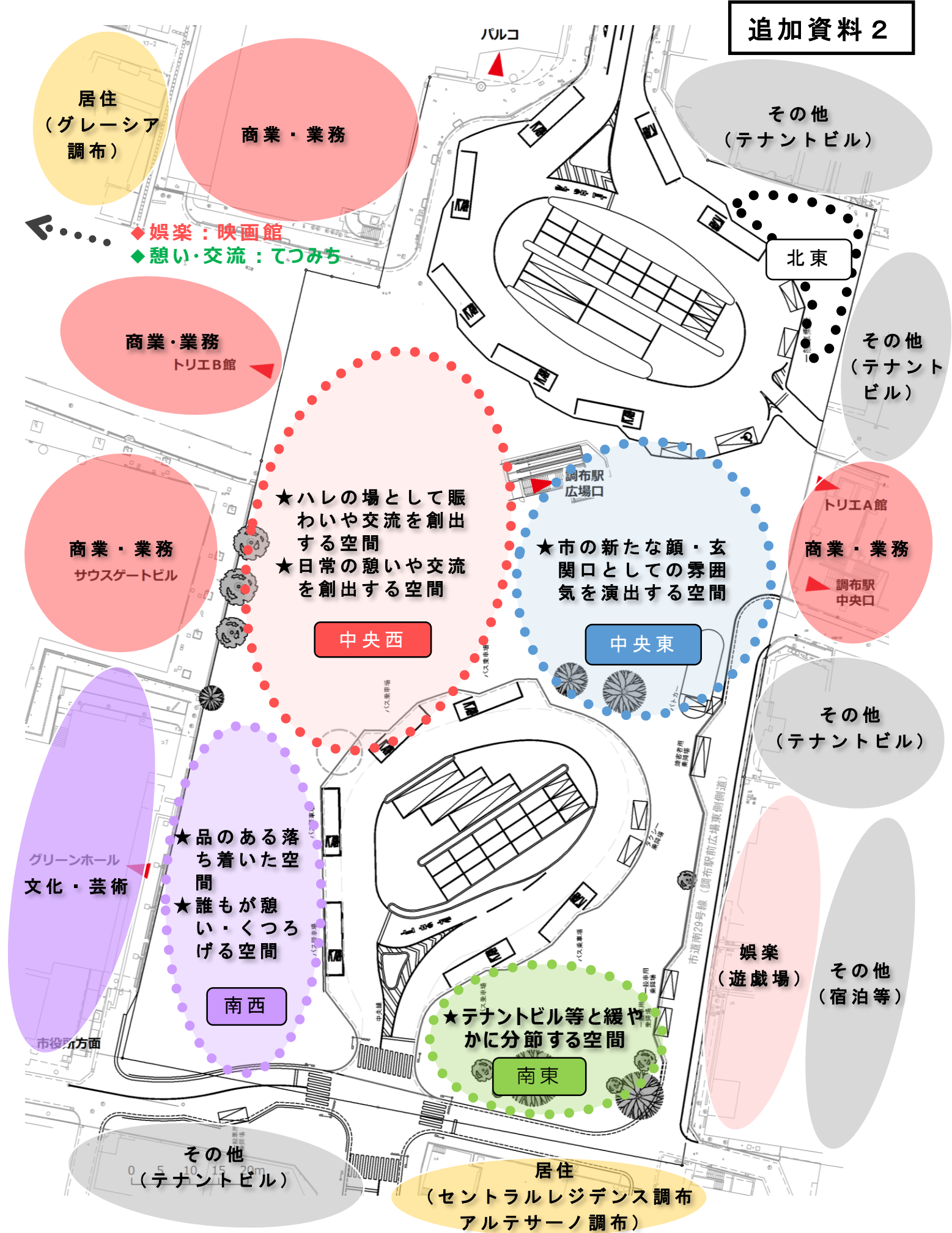


図 1 調布駅前広場ゾーニング図

2 歩行者動線の設定

(1) 歩行者の主要動線

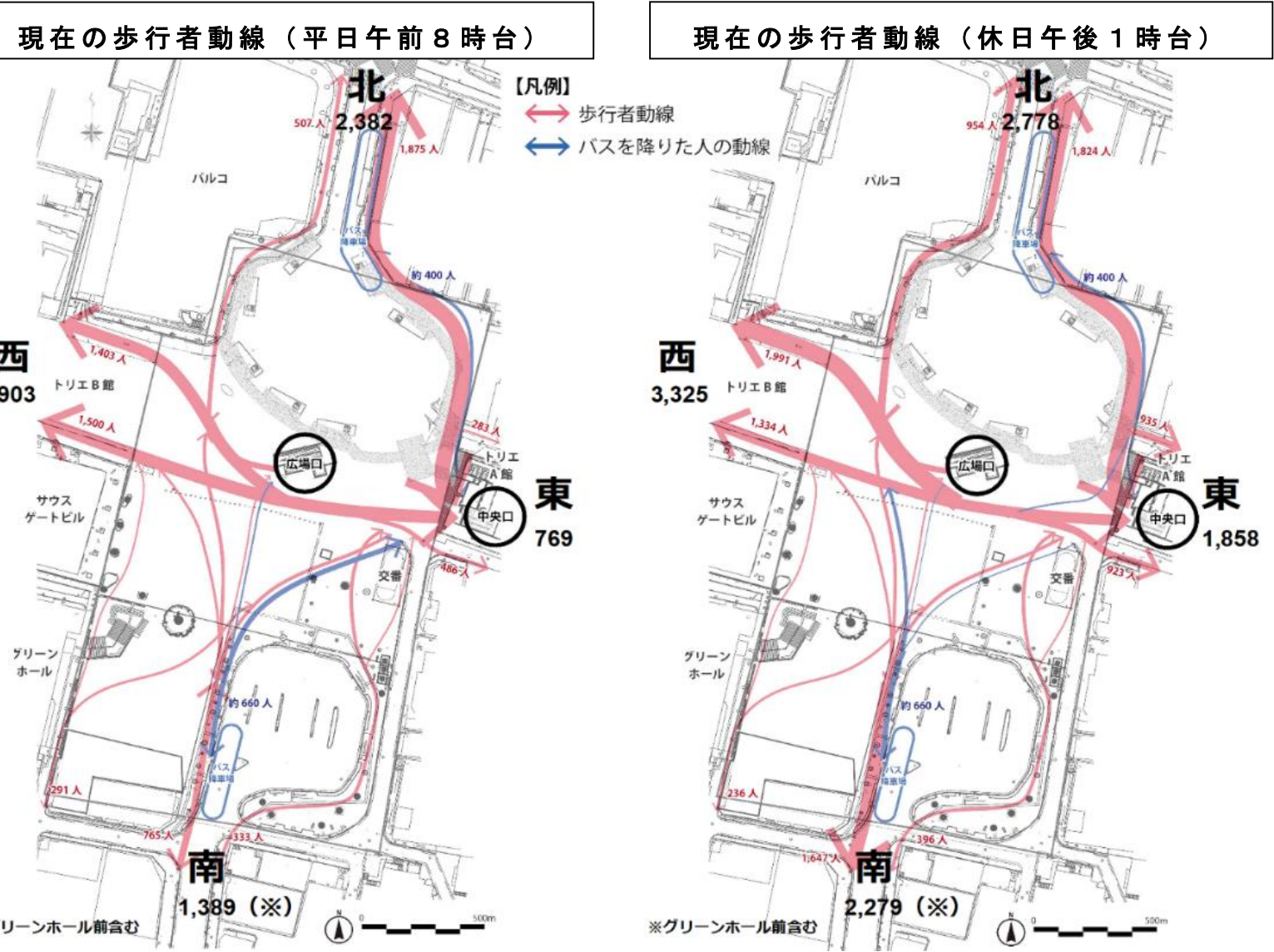


図 2 - 1 調布駅前広場行動調査結果（令和元年度）

調布駅前広場行動調査結果を踏まえ、調布駅前広場における歩行動線を以下のとおり設定する。

- ① 南北ロータリーの外周部分

② 各ロータリーと中央口及び広場口をつなぐ南北の動線

③ 中央口とトリエB館の側道部をつなぐ東西の動線

④ 駅前広場に近接する公共施設（グリーンホール、市役所）への動線

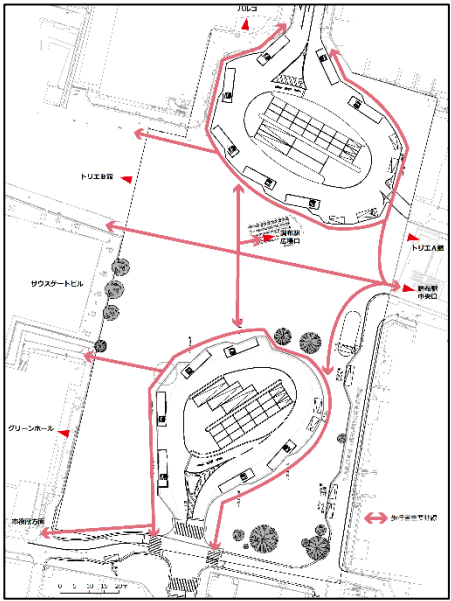


図 2 - 2 歩行者動線案

(2) 視覚障害者誘導用ブロックの配置

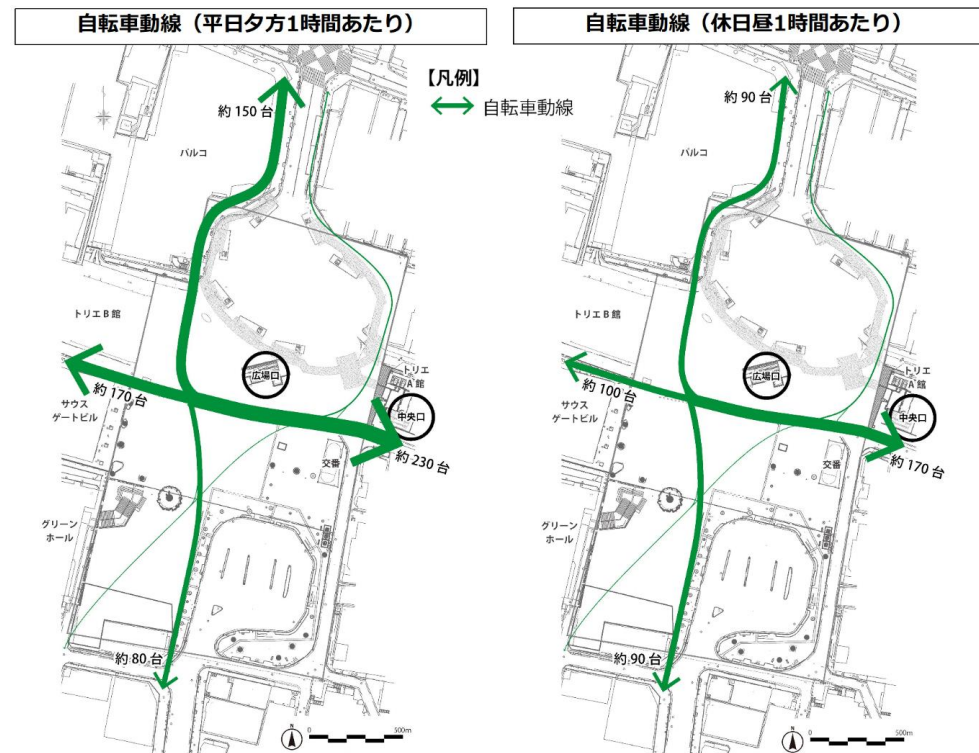
歩行者の主要動線と誘導ブロックの配置に関する各基準等を踏まえ、以下のとおり誘導ブロックを配置する。



図 2 - 3 調布駅前広場誘導ブロック配置イメージ図

3. 自転車通行空間について

調布駅前広場行動調査結果（令和元年度）によると、調布駅前広場内の自転車通行は東西方向の自転車交通が多い状況になっている。このため、整備に伴い自転車に対するルールを明確化する必要がある。



出典：令和元年度調布駅前広場検討調査業務委託報告書（令和2年3月）

図3-1 調布駅前広場行動調査結果（令和元年度）：自転車動線

Case 1：調布駅前広場内に自転車での通行区域を設定する（図3-2）

ある程度調布駅前広場内での自転車通行の需要があることを踏まえ、歩行者と自転車の通行空間を分ける。具体的方法としては舗装の色を変えて自転車の通行を促すほか、ポラードによって明確に自転車の通行区域を分けることなどがあげられる。

■舗装によって自転車の通行区域を定めている例



▲ポラードを活用した例
出典：株式会社サンボール



▲舗装の色分けのイメージ
出典：太平洋プレコン工業株式会社



Case 2：法令・条例・独自の決まりによって自転車の乗り入れを禁止する

自転車の動線は周辺道路に設定（図3-3参照）し、調布駅前広場内の自転車の乗り入れを禁止

■法的規制の例（兵庫県姫路市 姫路駅）出典：姫路市HP

駅前の大手前通りをトランジットモール化し、平成27年より道路交通法によるバス、タクシー、許可車両以外の車両（自転車含む）の通行規制をした。自転車の乗り入れの禁止とともに、手押しで歩かなければいけない「手押しゾーン」を設置。

しかし、現在でも押歩きをしている人はわずかであるため、市は警察や高校生と協同して押歩きを呼びかけるほか、看板や道路標識を各所に設置するなどして周知をしている。



■条例規制の例（埼玉県草加市 草加市自転車の安全な利用に関する条例）

罰則等はなく、あくまで住民の努力義務にとどまる。

（自転車の押し歩きの推進）

第15条 自転車利用者は、歩行者が頻繁に通行する歩道、横断歩道及び駅前広場においては、自転車の押し歩きをするよう努めなければならない。

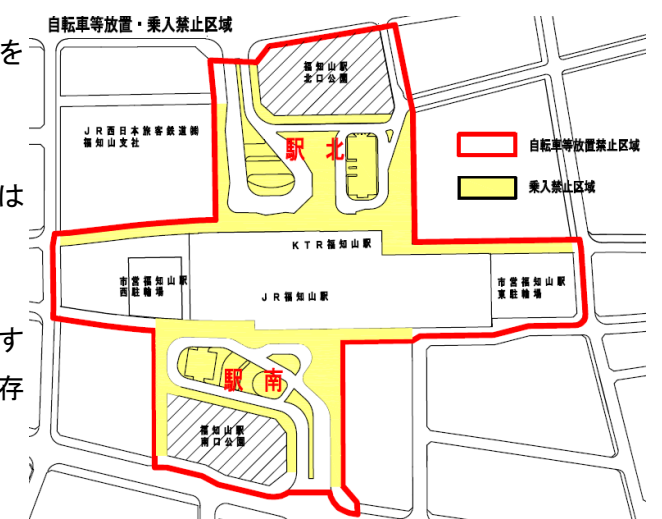
2 市は、関係団体及び警察その他の関係機関と連携協力し、歩行者が頻繁に通行する時間帯を中心に、駅前広場並びに歩車分離信号及びスクランブル信号の横断歩道において、自転車の押し歩きが推進されるよう、自転車利用者に対し、啓発及び指導を行うものとする。

■地域独自のルールで規制する例（京都府福知山市）

福知山駅周辺の地区では、自転車について2つの規則を定めている。

①自転車等放置禁止区域…条例で規制されている
放置自転車については強制撤去など、違反した場合には罰則がつく

②自転車乗入れ禁止区域…条例等で規制されていない
あくまで安全な歩行空間の確保のためにあくまで誘導するのみ。明文化された条例等もないため、当然罰則も存在しない。



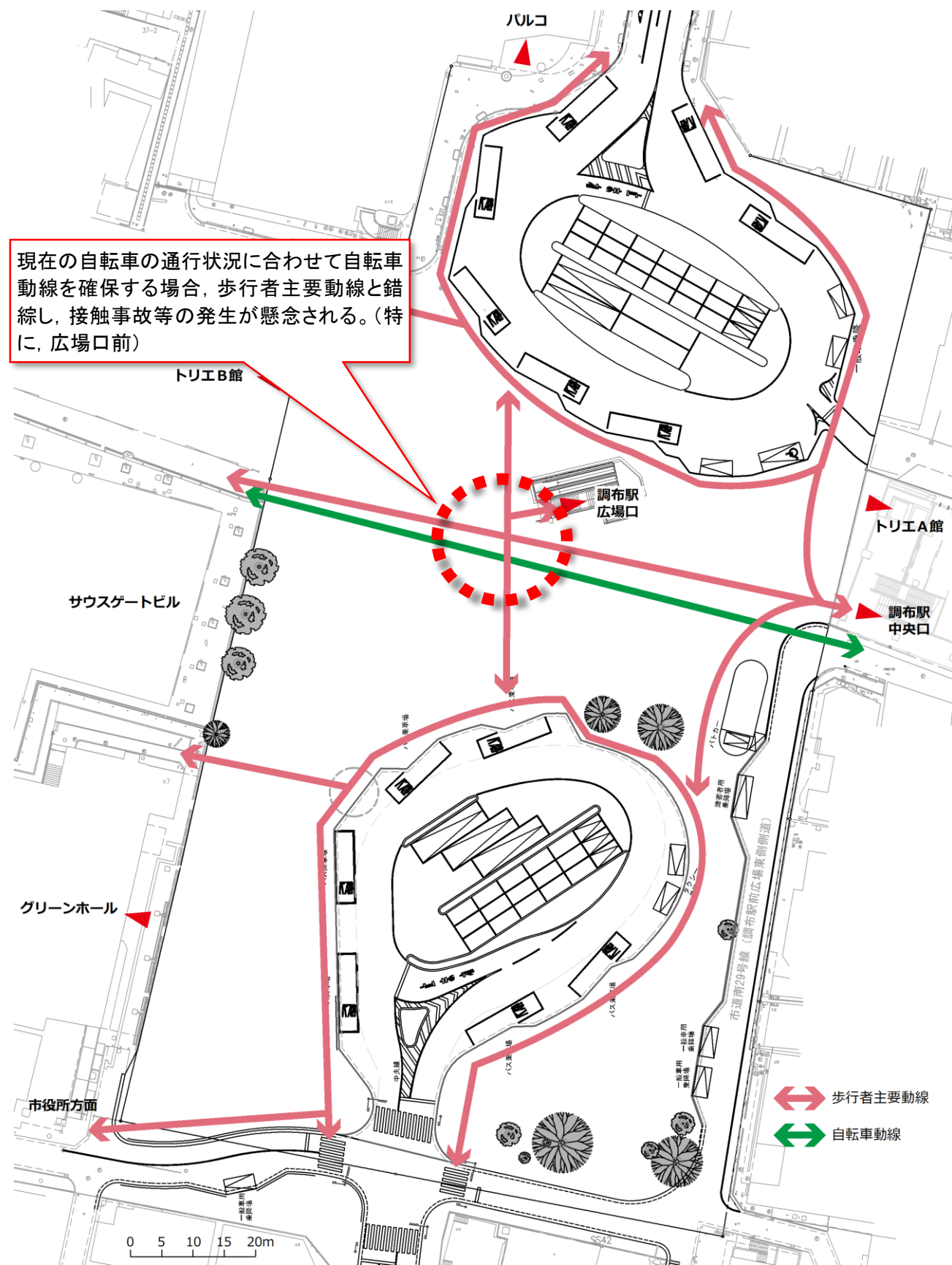


図3-2 自転車の主要動線（通行させる場合）

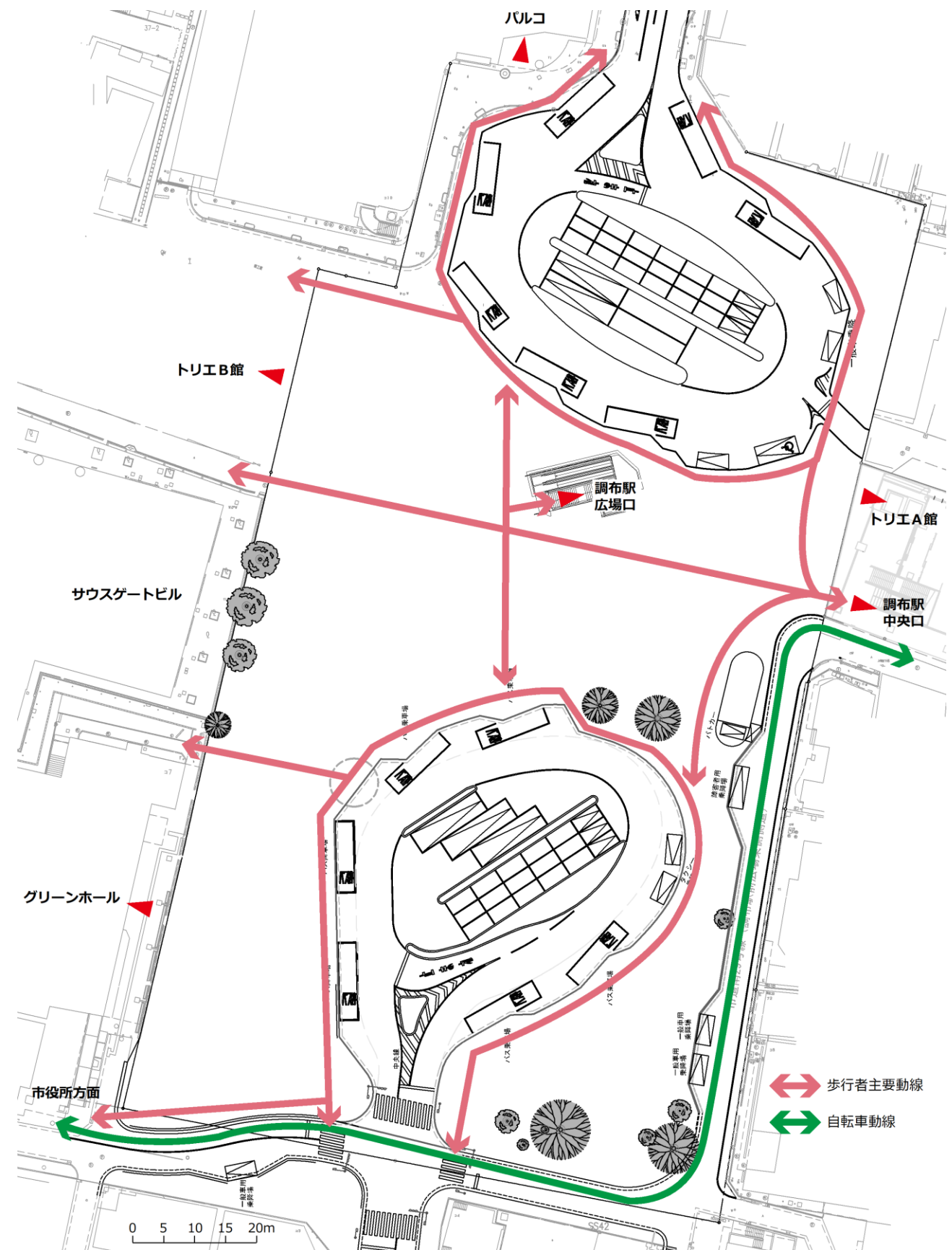


図3-3 自転車の主要動線（通行させない場合）